

第6章 高校社会科学関係3領域教育課程（翻訳）

翻訳まえがき

以下に、ノルウェーの高等学校において2005/2006年度現行の「社会科」、「宗教及び倫理」、「旧時代史・新時代史」の3つの領域の教育課程の邦訳を掲載する。

(1) 訳語（*fag*：科目、*læreplan*：教育課程）

翻訳に際しては、訳語の問題がある。まず、ノルウェー語の *fag* は日本語では、教育に関連深い意味に限っても、「科目」ないし「学科」、「職業」、「専門（職）」、「専攻」、「分野」など相当多様な語に当たる意味を有する語である。本書でその教育課程 *læreplan* を訳出するものうち、「社会科」*samfunnslære* と「宗教及び倫理」*religion og etikk*、それぞれ学習領域の修得単位及びその成績評価の単位として扱われている。その意味で、日本の高校の「科目」の語を当てて良いと考えられる(注1)。

他方、「旧時代史・新時代史」'*Eldre historie*, *Nyere Historie*'の教育課程 *læreplan*(単数未知形)に関しては、原文の表紙題目では *Eldre historie*（「旧時代史」）と *Nyere Historie*（「新時代史」）がこの順に上下2行で並列する形で記されている。また、この記述内容の冒頭では、この教育課程 *læreplanen*(*læreplan* の単数・既知形)は、旧時代史と新時代史の両 *fagene*(*fag* の複数・既知形)に適用すると記されている(注2)。さらに、訳出のとおり、「旧時代史」、「新時代史」のそれぞれが学習領域の修得単位及びその成績評価の単位として扱われているので、これらそれぞれを「科目」と考えて良い。

本訳出の標題で「3領域」としたのは、このように訳出内容が「3科目」ではなく「4科目」だからである。

次に、*læreplan* の訳語の問題がある。この語は字義通りの直訳では「教育計画」であるが、本報告書では、「教育課程」と訳した。

それについては、一つには、訳出する3領域のそれぞれは、その文書内記述において単数・既知形の *læreplanen* で表現されていることが関係している。そして、3つの各 *læreplan* はその他と合わせて「一つの教育課程」*én læreplanen* の部分として位置づけられるという記述もある。

もう一つは、「教育課程」の語は、本来的には「教師や学校が教えそれを受けて生徒が学ぶ教育・学習課題の内容と方法を配列し順序づけた教育と学習の行程」の「計画」、「予定」などの意味だと考えられる(注3)。計画や予定などである以上、一義的に確固不動の内容を決め得るものではない。この「計画」には、公教育制度の組織・編制に当たって国や地方公共団体が計画する、教育的学問の見地から教育者・研究者やその集団・団体が考案・計画する、各学校や学校集団が計画するなど、いくつかの位相・レベルがあり得る(注4)。

以下に訳出する社会科、宗教及び倫理、旧時代史、新時代史に限って言えば「教科課程」とした方が的確

かもしれないが、ノルウェー語、日本語の両語の意味・用法・語感等を総合考慮して、*læreplan* に「教育課程」の訳語を当てる次第である。

(2) ノルウェーの後期中等教育制度

つぎに、ノルウェーの高校に多数ある社会科関連領域・科目の中でなぜ、この3領域4科目に絞ったかに関して、その前提として、この国の後期中等教育制度について最小限の説明をしておく。

この国では、1994年の改革 *Reform94* によって、6歳-16歳の義務制基礎学校修了後、希望者は高等学校の第1学年に設けられた基礎課程 *grunnkurs* (GK) に入学する。GKには、13の学習コース *studieretning* (注5) が設けられ、申請した第3志望までのコースの中のどれかには必ず入学でき、その後その上に設けられた上級課程 *Videregående kurs* と合わせて「3年間の全日制の後期中等教育を受ける権利」が認められている(注6)。

2005/2006年度現在では、GKは次の15コース(*fag* 専攻、分野、学科、科目)となっている。普通、経済及び管理、建築、電気、造形、保健及び福祉、ホテル及び食料、体育、化学加工、メディア及びコミュニケーション、機械、音楽、舞踊及び演劇、自然利用(農業・土木・水産など)、販売及びサービス、建築関連技術、木工業。(この内、 が後に追加されたコース)

基本的には、このうち、 の3コースが高等教育機関への進学資格取得コースであり、残りは職業資格取得コースである。高校第2学年の上級第1課程 *Videregående* (VK)及び高校第3学年以降の上級第2課程 VK への進級に際して、コースはさらに細分化する。後期中等教育修了で取得し得る職業資格は約200種にわたる。職業コースの VK は、原則としては、企業内での職業見習い実習と理論学習とを概ね半々に含むので2年かかる。したがって後期中等教育修了には都合4年かかる。前記の「3年間の全日制の後期中等教育を受ける権利」には、職業コースの VK の2年間の内の半分が「後期中等教育」という意味が含まれている。なお、見習い実習には月給が支給され、その VK 期間の2年間合計は、そのコースで取得見込み資格の職に就いた場合の初年度給1年分に相当する金額となっている(全国的労使協約による)。

もう一步詳述すると、GKの普通・経済管理コースは、高校2年次の VK では普通コースと经济管理コースに分かれ、後者には進学しないで受付やレジ係の資格を取得し就職を目指すコースも用意されている。また、一旦職業コースの VK に入った生徒も、一定の共通一般科目単位を修得すれば高等教育進学資格を取得できる(注7)。また、職業コースの VK も、時代変化に応じた新規業種の場合、旧来の業種でも見習い企業が無い場合、その他や特殊な場合は、高等学校での1年間で修了する場合がある。さらに、職業コースでも高等教育機関に進学するコースもある(注8)。

(3) 「社会科」「宗教及び倫理」「旧時代史・新時代史」

以上のようなことから、ノルウェーの高校において、「社会」に関連する「科目」*fag*には、「地理」*geografi* は勿論、ほかにも多数ある。例えば、「普通及び経済・管理」コースの「専門コース科目」*Studieretningsfag*には、科目として、「企業経済」*Bedriftsøkonomi*、「政治思想史」*Politisk idéhistorie*、「法学」*Rettslære* 等がある(注9)。本報告書では、日本との比較教育的観点から最も基本的と思われる3領域 *fag* の教育課程 *læreplan* を訳出した。これらは、当時国の教育所轄庁であった教会教育研究省 *Kirke-, utdannings- og*

forskningsdepartementet が定めた教育課程の国家基準である(注 10)。

このうち、「社会科」*samfunnslære* は、すべてのコースの高校生が学ぶこととされている週 2 コマの通年科目である。ノルウェーの高校の 1 授業時限単位は 45 分で 1 学年は 38 週であり、「社会科」は日本流に言えば概ね 2 単位である(「単位」数について以下この計算による)。「宗教及び倫理」*religion og etikk* は、上記の進学向きの 3 つの GK を選んだ生徒がその上級の VK で課される 3 単位科目である。既述のように「旧時代史・新時代史」領域の教育課程は一つの文書で示されているが、「旧時代史」と「新時代史」の 2 科目から成っている。内「旧時代史」は GK で コースを選んだ生徒が VK で進学コースに進んだ場合の必修 3 単位科目、「新時代史」は進学向き 3 コース GK 生徒が各上級 VK で必修する 4 単位科目である(注 11)。

(4) 2006/2007 学年度教育課程改革

前回 1999-2001 年度及び今回 2003-2005 年度の科研費補助研究で 1994 年後期中等教育改革 *Reform94*、1997 年基礎学校(初等及び前記中等教育)改革 *Reform97* を経たノルウェーの初等中等教育を調査研究してきたが、2006 年 3 月現在、ノルウェーでは 2006/2007 年度からの初等中等教育課程の全面的改革が準備されている。本報告書別稿でも述べているように、教育課程改革は、最終的には教育省 *Kunnskapsdepartementet (KD)* の管轄下で、その初等中等教育の研究・管理運営の大部分の権限を担う機関として設置されている「教育管理庁」*Utdanningsdirektoratet* の主導で進められている。2006 年 3 月現在、教育管理庁が決定したとして示している新教育課程に関するいくつかの文書を挙げてみると次のようである。

新 KRL の教育課程 *Ny læreplan for KRL* (05.8.3。以下、括弧内数字は西暦下 2 桁決定年.月.日。)

基礎学校及び後期中等教育の教育課程の移行措置 *Fastsatte læreplaner i en midlertidig trykt utgave* (05.10.3)

知識向上のための新教育課程 *Nye læreplaner for Kunnskapsløftet* (06.3.9)

これらと並んで、2006 年 3 月 17 日、教育省は高等学校社会科関係科目の歴史 *Historie*、地理 *Geografi*、宗教及び倫理 *Religion og etikk*、社会科 *Samfunnsgag* 4 領域の新教育課程をまとめて決定している。比較教育学的観点からは、新教育課程の検討が当然求められるが、その内容を本報告書に記す時間の余裕はない。

本報告書における 2005/2006 年現在の教育課程の訳出は、新教育課程を擁する 2006/2007 年度以降のノルウェーと日本との教育比較研究の基礎となると考える。

注

(注 1)なお、*fag* は、後期中等教育において資格・職業等の「分野」「専門」などと訳すべき場合もある。

(注 2)ノルウェー語の「既知形」は、英語ならばその語が定冠詞を伴う場合の意味のとき用いられる。

(注 3)広く知られているように、日本で、学習指導要領に「各学校においては……教育課程を編成する」との規定がある。以下の記述は、この規定の背景にある教育課程編成における学校の自律性を軽視する趣旨に出るものではない。

(注 4)関連して、柴田義松「教育課程の 3 層構造」・『教育課程』(2000 年、有斐閣) 117-119 頁、参照。なお教育に関する計画の中で、各教員が「当該年度の授業計画要項 = シラバス」や 1 コマ ~ 数コマの「授

業計画」を「教育課程」に含めるのは日本の従来用語に馴染まないものとして、区別しておきたい。

(注 5) *studieretning* は字義通りでは「学習方向」である。後掲文献・北川「ノルウェーの高等学校」では「学科」と訳したが、それではやや固定的な感じがする。「学習コース」あるいは単に「コース」とする方が勝ると考えるに至った。

(注 6) 「基礎学校及び後期中等教育に関する法律・1998年7月7日制定・法律第61号(略称:「教育法」)
LOV 1998-07-17 nr 61: Lov om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa (opplæringslova) § 3-1.

(注 7) その際、場合によっては修了に1年余計かかるが、4年間までは教育を受ける権利が保障されている。

(注 8) このように、ノルウェーの後期中等教育制度とその運用は、極めて実践的で柔軟である。それについては、拙稿「ノルウェーの高等学校」で制度の基本と9校の高校訪問調査を踏まえた実態をかなり詳細に述べた。なお、本報告書の別稿での2005年9月の教育管理庁での聞き取りノートに記すように、2006/2007年度からの教育課程改革では後期中等教育のコース数の削減・統合も行われる。

(注 9) ここに挙げた3科目は高校の科目と考えると程度が高いようにも思われるが、ノルウェーの高等学校第3学年生は、日本より就学年も暦年齢も1年多いことなどもあるので、単純直接には比較し難い。

(注 10) ノルウェーでは、中央政府が事実上の拘束力を有する教育課程を決定している。これは、「地方自治体及び学校に50%くらい」などの説明のように、地方、学校に相当の自由度を認め、決定に先だって教育界・各界からのヒアリングをかなり丁寧に行っていることなどもあってか、中央政府が教科内容に相当程度踏み込んだ教育内容の基準を定めていること自体に教育界から異論が出ていることは未だ見聞していない。

(注 11) 下記北川文献(2)8頁表1中「体育科」VK の Religion/etikk の単位数「3」は誤記。正しくは「0」

資料源 URL (2006年3月26日、現在)

教育管理庁 utdanningsdirektoratet の URL : <http://bestilling.utdanningsdirektoratet.no/>

ノルウェー政府及び各省情報の公式 URL : <http://odin.dep.no/odin/norsk/bn.html>

これらを通じてかなりの英文情報が入手できる。

参考文献

(1) 北川邦一 『ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革の概括的調査研究』(1999-2001年度科学研究費補助金 基盤C(2)課題番号11610298・研究成果報告書) 2002年4月、全317頁。

(2) 北川邦一・本報告書第3章「ノルウェーの高等学校 1999年、2000年視察を踏まえて 」。初出:『大手前大学社会文化学部論集』第3号(2003年3月)1-28頁。

(ア) 社会科 (翻訳)

後期中等教育課程

社会科

上級第 課程

全学科共通一般科目

教会教育研究省

1994 年 9 月 オスロ

北川邦一翻訳 2006 年 3 月 27 日

原典

Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet, *Læreplan for videregående opplæring Samfunnslære*

Videregående kurs I Felles allment fag for alle studieretninger, Oslo, september 1994

資料源 (2006.3.20 現在)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/Felles%20allmenne%20fag/lareplan_samfunnslare.rtf

序言

この後期中等教育教育課程指導書 *læreplanverket for videregående opplæring* は、下記の下でのすべての後期中等教育に適用される。

- ・ 後期中等教育に関する法律 *lov om videregående opplæring*
- ・ 労働における専門教育に関する法律 *lov om fagopplæring i arbeidslivet*

この教育課程指導書は次の二つの部分で構成される。

1. 基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程 一般編。一般編は、基礎学校及び後期中等教育における総体的活動の上位目標 *overordnede mål* 及び指針（ガイドライン）*retningslinje* を与える。
2. 後期中等教育の教育課程 *læreplaner**

（* *læreplaner* は *læreplan* の複数未知形（どれと特定しない名詞の複数形）。*læreplan* を字義通りに訳すと「教育計画」である。ノルウェーでは、国が定める学校の教育課程及びその部分としての各科目の教科の課程の基準の意味で用いられている。本報告書ではそれらを含めて「教育課程」と訳しておく。 - 北川訳注）

この教育課程は、共通一般科目・社会科に適用する。

この教育課程は、多様な教育過程 *opplæringsløp* のための諸教育課程の一部に含まれるものである。全過程のための教育課程が用意されたときには、個々の教育課程は、各過程に対する一つの教育課程へと併せて位置づけられる。このことは、この教育課程の適用においても同様である。それゆえ、各教育課程において互いに重複する要素があるならば、それも評価される。言語的転移は決定的教育課程が用意されるときに実施されるであろう。後期中等教育に関する教育提供の展望及びその他の情報は、別に公刊されるであろう。

省は、学校が 1994 年 8 月 1 日から 5 年の移行期間内に教育における情報技術を利用できる必要な設備を得ることを期待する。

この教育課程は、各学科の教育過程のための最終的教育課程が定められるまで暫時的に定められるものである。（現実には 2005/2006 年度まで適用されてきた。 - 北川訳注）

教会教育研究省 1994 年 9 月 9 日

目 次

第1章 総則

第2章 目標及び学習要目 Mål og hovedmomenter

- 2.1 社会科の共通目標 Felles mål for samfunnslære
- 2.2 政治制度
- 2.3 労働と産業
- 2.4 共同生活、個人及び社会
- 2.5 文化意識
- 2.6 国際社会

第3章 評価

- 3.1 評価の理由
- 3.2 評価内容
- 3.3 評価の実施方法
- 3.4 この科目に適用される特別の条件

付記1

- 1.1 授業時数

付記1に関する注

付記2

評価組織

第1章 総則 generell informasjon

ノルウェーは、維持すべき長い民主主義の伝統を有している。現代の生きた民主主義は、その住民の批判的思考、参加及び関わり合い deltakelse og engasjement の能力に依存している。ここに学校が果たすべき重要かつ魅力的な utfordrende, challenging 課題が存する。

私たちは今日、人々があらゆるところで互いに依存している国際社会に生存している。このことはあらゆる民族及び国家 folkeslag og nasjoner の協同を要求する。

今日の社会はしばしば私たちに無力さと疎外感を感じさせる。世界は迅速に変化している。情報の流れは常に増加している。地球問題はかつてなく私たちを心配させている。これらの要因は、知識を持ちそれらを使うことのできる人と単純にあきらめている人の間に隙間をつくっている。このような発展は民主主義に対する危険である。

社会科の授業を通じて生徒はどのように社会が機能し、どのように自分たち自身が未来を形成するに寄与できるかについての知識を獲得することができる。実に、彼らが生きている社会を形成することに対する責任と個人の潜在力との信念は、この課程を教える時に中心部分を演じなければならない。創造的な人は、ノルウェー国内においても国際社会においても、未来を信じ、起こりうべき多くの挑戦に対面する勇気を持たなければならない。特に環境問題と世界資源配分不均衡の増大は、私たち個々人と全てに要求を課している。

生徒たちは学校を卒業するとき、常に変化しており安全な職は決着済みの結末ではもうない労働界に直面するであろう。社会科の学習は、彼らが地域資源を利用することによって発展しつつある職場に彼ら自身で参加する可能性を指し示すであろう。

高等学校の生徒は選択責任をもつ市民 samfunnsborgere になる敷居の上にいる。社会科は、彼らが成人社会で生活し働くとき要求されるであろうものに対する認識を与えることを助けるであろう。家庭生活についての彼らの認識を向上させることは、他の人々との共同生活と結びついた困難に対して彼らを準備させるであろう。

我々の文化的伝統と宗教的原理は、人間の平等と人間の尊厳の不可侵に見いだされる。社会科を通じて、生徒は性の平等、自分とは異なる文化の人々に対する寛容及び集団と国境を越えた連帯を伸長することを学ぶ。

社会をあらゆる領域を含む教科横断的なプロジェクトに含めることは自然である。例えば、労働生活と企業創設 bedriftsetablering は、実践的スキルが理論的知識と結合されうる主題である。

第2章 目標及び学習要目 mål og hovedmomenter

2.1 社会科の共通目標

生徒は

- ・多様な統治制度及び政治的影響力を獲得する手段を知ること。
- ・私たちの民主主義を維持しさらに発展させるのに必要な政治及び市民生活についての洞察力を持つこと。
- ・ノルウェーの産業と労働生活についての知識を持ちどのようにして自分たちで企業を興し職を作るかを知ること。
- ・労働組合についての知識を持つこと。
- ・他の人と家庭を作り上げること及び共同体に参加することに含まれていることについてのより大きな自覚を得ること。
- ・宗教の役割を含めて、文化的な帰属 tilhørighet (belonging)と自己同一性 identitet (identity)の意味についての理解を発展させること。
- ・寛容性を発展させ文化的な多様性の価値を評価できること。
- ・私たちの共通の未来を保障するために国際的協同の重要諸相を理解すること。
- ・社会発展が資源消費と環境に及ぼす影響に対する洞察をより多く持つこと。
- ・批判的思考の能力を発展させること。
- ・倫理的展望をもって社会問題を評価できること。

2.2 政治制度

目標 1

生徒は、ノルウェー政治の構造と機能についての知識を持ち、自分がどのようにその発展に影響力を及ぼすことができるかを知ること。

学習要目

生徒は、

- 1a 全国的及び地域的な最も重要な政治制度についての知識を持つこと。
- 1b 裁判組織をよく知っており、犯罪行動のいくつかの理由が理解できること。
- 1c 異なる政党の政策に通暁すること。
- 1d どのように政治的影響が選挙、政党活動、組織、行動、大衆媒体及び非定型の水路をを通じて達成されるかを考慮できること

1e 民主主義を脅かす力及び民主主義を護り発展させる手段について討論できること。

2.3 産業及び労働生活

目標 2

生徒は、ノルウェーの産業と労働生活の主たる側面についての知識を持ち、どのように職が創られ得るかについて知ること。

学習要目

生徒は、

2a ノルウェーの産業構造及び混合経済の主たる側面について知ること。

2b 労働組合及び労働協約の機能について記述できること。

2c 失業の原因について論じ、かつ、それと戦う方法を提案できること。

2d 労働倫理、税倫理、性の平等及び他の社会的平等の諸形態並びに環境についての責任などの専門的倫理義務について熟知し、個人及び社会がこれらの義務を無視することの結果について論じることができること。

2e 次に掲げる基本的な手段によって、どのように企業を起こし職を創るかについての知識をもつこと。

- ・ 企業概念
- ・ 関連する法規の知識
- ・ 資金調達形態、会社の型及び企業の機能についての知識
- ・ 公私の案内業務

2.4 共同生活、個人及び地域生活^(注1)

目標 3

生徒は、共同生活及び共同社会における課題と責任について論じることができること。

学習要目

生徒は、

3a 社会化 *sosialisering* に関する知識^(注2)をもち、他の人々と協同する責任ある態度を発展させることができること。

3b 子どもたちが成育する条件についての家族及び公的機関の責任を論じることができること。

3c 共同生活のための性役割と規範についての知識^(注3)をもつこと。

3d 共同生活に入ることの倫理的側面及び共同生活破綻の結果について論じることができること。

3e 結婚、同棲、同性伴侶、離婚及び子どもの権利に関する法規を知るようになること。

(注1) Utdanningsdirektoratet の英訳では、下記のように記されている。注2、3、4も同様。

'2.4 Home and community life'

(注2) 'a knowledge in which communities function' : 「共同社会が機能する仕方についての知識」

(注3) 'a knowledge for sex roles and norms for living together with another persons'

(注3) 'be able to discuss ethical aspects of setting up home with a sexual partner and the consequences of being unfaithful' 「性的伴侶と家庭を築くことの倫理的側面及び不誠実の結果について論ずることができること」

2.5 文化意識

目標4

生徒は、共同体における文化の伝統及び自己同一性のための宗教及び倫理の重要性についての理解を發展させ、異なる文化についての知識を通じて自分とは異なる文化及び宗教に属する人々についてのより多くの知識を得ること。

学習要目

生徒は、

- 4a 個人的及び文化的自己同一性（自己同一性意識）personlig og kulturell identitet の発達における、並びに、社会規範の基礎としての、宗教及び倫理の主要な役割についての知識をもつこと。
- 4b 諸価値、態度、文化表現及び社会条件の諸前提を定めることにおいて宗教が演ずる部分について論ずることができること。
- 4c 国際的及び地域的伝統並びに今日のノルウェー社会における顕著な文化特性及び変化についての洞察力を持ち、自身の文化的宗教的根源について知っていること。
- 4d 異なる文化についての知識を通じて、排外主義及び人種差別主義と戦うことができること。
- 4e 世界人権宣言について熟知すること。

2.6 国際社会

目標5

生徒は、国際貿易、資源配分、地球環境問題及び平和の脅威について熟知すること。

学習要目

生徒は、

- 5a 特に富裕国と貧困国の関係に力点を置いて世界経済の主要 NATO 区政について熟知し、問題を認識し可能な解決を論ずることができるようになること。
- 5b 地球環境問題の原因を評価することができ、それを解決する多様な方法の結果を指摘し論じ得るようになること。
- 5c 人々が故郷や故国を逃れる様々な理由についての知識をもち、難民に対するノルウェー及び国際社会の関与について熟知すること。
- 5d 国家的及び国際的闘争のいくつかの原因について、並びに国連の活動を含む平和のための多様な先導的活動について知ること。

第3章 評価

3.1 何故評価か

評価の目的は、教育を国の基準に従わせ、全ての者に満足で平等な教育の供与を確保することである。評価は、学習の結果が教育課程に定式化された目標に基づいて評価されることを意味している。

評価は、次のような多様な目的をもっている。

- ・生徒、親または保護者、教員及び企業内実習所に、目標に対して生徒が能力（資格 kompetanse）を
発展させることにおいてどれくらい前進したかを知らせ、
- ・生徒を指導し、動機づけ、発達させ、
- ・教員がその授業を継続的に評価することを動機づけ、
- ・社会、労働市場及び高等教育機関に、生徒が到達した資格（能力 kompetanse）を知らせる。

3.2 何を評価するか

- ・教育課程総則(一般部分)において、コースの共通目標において、及びこの教育課程の各科目の目標において定められた教育の目標は、評価の基本的観点を与える。
- ・学習目標に記述された生徒のあらゆる能力が、評価されなければならない。
- ・生徒についての評価は、どの程度その生徒が教育課程の目標を達成したかを示さなければならない。

3.3 どのように評価を実行するか

評価の主な二つの型が区別される。

- ・ 途上評価 Vurdering underveis
- ・ 最終評価 Avsluttende vurdering.

途上評価の目的は、学習目標を達成するにおいて、生徒と教員に情報を与え動機づけることである。このような評価は、定型でも非定型でもあり得る。途上評価の手段は、練習帳 arbeidsbok、教育日誌 loggbok、日記 dagbok、その他学習目標と結びついたものである。定型途上評価は、最終評価の評点に反映される。最終評価は、教室学習及び最終試験における与えられる評点の形式で行われる。

3.4 この科目に適用される特別条件

学年度中に、すべての生徒は一つ以上の課題学習 project を遂行しなければならない。少なくとも一つの課題学習は、共通一般科目及び専門学科科目の両方を含んでいなければならない。

課題学習の題目及び問題設定は、教育課程の枠内で選ばれる。

評価は、生徒の自立的かつ批判的思考の習熟及び能力を優先して行われる。与えられる総合評点は、課題学習、集団学習、学級発表及びあらゆる筆記試験の評点を含む。

付記1

1.1 授業時間数

全学科の上級第1課程の生徒は、年間75時間、週当たり平均1または2時間の社会科授業を受ける。

付記1への注(原注)

授業時数の基礎は、年当たりの総授業時数である。週当たりの平均授業時数は、年当たり授業時数を38で割ったものに等しい。雇用契約において、授業は、1年190日を38週で割ると考えて定められていることを参照すること。

付記2

評価制度 Vurderingsordning

最終評点

この科目では最終評点 standpunktkarakter* が与えられる。

プロジェクト学習の最終評点は、この評点に含まれる。1

* (訳注) *standpunkt* は 'point of view, final assessment, average mark',
standpunktkarakter は 'note de l'année' (その年の評価点) の意味。

試験

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で用意される。

省の指針による、この科目の私的志願者向け試験 *privatisteksamen*[#] の実施が可能とされなければならない。

[#] 訳注：*privatist* は、'private/external candidate for a public examination' の意味 (iFinger ノルウェー語英語辞典)

試験の効果的実施のための指針が、省の承認する文書で与えられる。

(イ) 宗教及び倫理 (翻訳)

後期中等教育課程

宗教及び倫理

共通一般科目

教会教育研究省

オスロ 1996年8月

北川邦一翻訳 2006年3月14日

原典

Kirke, utdannings-, og forskningsdepartementet, '*Læreplan for videregående opplæring Religion og etikk Felles allment fag*', Oslo august 1996

資料源(2006.3.11現在)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/Felles%20allmenne%20fag/lareplan_religion_etikk.rtf

序言

この後期中等教育教育課程指導書 læreplanverket for videregående opplæring は、下記法規の下でのすべての後期中等教育に適用される。

- ・ 後期中等教育に関する法律 lov om videregående opplæring
- ・ 労働における専門教育に関する法律 lov om fagopplæring i arbeidslivet

この教育課程指導書は次の二つの部分で構成される。

1. 基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程 一般編。一般編は、基礎学校及び後期中等教育における総体的活動の上位目標 overordnede mål 及び指針（ガイドライン）retningslinje を与える。
2. 後期中等教育の教育課程 læreplaner*

この教育課程* は共通一般科目・宗教及び倫理に適用する。

全教育過程の教育課程が用意されたときは、その各個の部分は、各過程の一つの教育課程の部分となる。このことは、第 1 章及び付記 1 における各検定 enkelte justeringer が実施されなければならないことを含んでいる。それゆえ、教育課程において互いに重複する要素があるならばそれも評価されるであろう。言語的転移は決定的教育課程が用意されるときに実施されるであろう。後期中等教育に関する教育提供の展望及びその他の情報は、分離して公刊されるであろう。

省は、学校が 1994 年 8 月 1 日から 5 年の移行期間内に教育における情報技術を利用できる必要な設備を得ることを期待する。

この教育課程は、各学科の教育過程のための最終的教育課程が定められるまで暫時的に定められるものである。

教会教育研究省 1996 年 8 月 30 日

目 次

第1章 総則

1.1 はじめに

1.2 高等学校の科目としての宗教及び倫理

第2章 目標と学習要目

2.1 宗教及び倫理科目の共通目標

2.2 目標と学習要目

第3章 評価

3.1 何故評価か

3.2 何を評価すべきか

3.3 どのように評価を実施するか

3.4 課題学習

付記1

科目当たり授業時数配分と宗教倫理時間

付記2

宗教及び倫理の評価

第1章 総則

1.1 はじめに

様々な宗教及び人生観 ulike religioner og livssyn は、人間があらゆる時代を通じて、存在の意味及び生と死の神秘に重い関心を抱いてきたことの現れである。宗教及び人生観は、現実についての、及び存在における人間の位置と機能についての全体的解釈 helhets-tolkninger を与える。それらは、個人と集団に実存的自己同一性（自己同一意識）eksistensiell identitet を与え、人格的関わりをさせ innebære personlig engasjement、人生の生活目的と実用的生活様式との形成に寄与する。若い人が人生の見通しのようなものと出会い、自分の拠って立つ標識を見つけだす課題を与えられることは重要である。

宗教、人生観及び倫理の学科領域は、後期中等教育における長い伝統がある。人生観上文化上、ノルウェー社会は最近数十年、大きな変化を経験した。世界の他の部分とのより密接な結合によって益々、多文化的になってきた。その結果、ノルウェー社会自身と世界の他の部分との両方の人生観の伝統についての知識と理解の必要が強化されている。

第二次大戦末以来用いられてきた多様な教育課程からは、どのように高等学校の宗教科目が社会変化に適応してきたかが理解できよう。1976年まで、この科目は、「キリスト教知識（キリスト教学）科目」 faget Kristendomskunnskap と呼ばれ、ルーテラン国教会によって教えられる信仰告白* の科目 et konfesjonsforankret fag であった（* 稿末訳注、参照）。その年、この科目の内容は、宗教と言う名前の一般的なオリエンテーション（生き方の方向付け）科目 et allment orienteringsfag med navnet Religion に変えられた。今回、この科目の名前は、宗教及び倫理に変わり、生徒が宗教 religioner、人生観 livssyn（view of life）及び倫理 etikk について学ぶ共通一般科目 et felles allment fag になった。この科目は、広範にわたる、かつ、他の諸科目と同様、教育課程の総則部分に定められた科目である。

宗教倫理科目の授業は、多様な宗教と人生観についての知識と理解を与えることを意図している。世界の私たちの部分では、人口の大部分がキリスト教に属し、キリスト教は基本的な規範と価値の創造について並びに言語と文化の発展について支配的な影響力をもっている。それ故、キリスト教が非キリスト教的宗教よりも寛容な扱いを受けるのは自然である。キリスト教信仰の基礎としての、及び私たちの文化のインスピレーションの源泉としてのバイブルに関する知識(学問)kunnskap、並びにキリスト教信仰の多様な形態がこの科目の主要な位置を占めるであろう。非キリスト教的宗教に関しては、ノルウェー社会で最も強く代表されている宗教により多くの注意が捧げられるのが自然である。イスラム教は、国際社会においてもノルウェーにおいても重要性を有しているため、この科目において他の非キリスト教的宗教以上に何ほどか大きな位置を与えられてきている。

前世紀の間に、（宗教に代わる）多くの代替的人生観 livssynsalternativer が発展した。宗教倫理科目は、この過程に関する知識を与えなければならない。私たちの文化 kulturkrets (culture group)においては、ヒューマ

ニズムと人間倫理の発展に特別の注意を払うのが自然 *naturlig* である。多様な哲学諸派が社会と自然における人間の位置に関する思想 *tenkninge* に貢献してきた。そのような問題に対するどのような接近の仕方が、今日の人生観論争 *livssynsdebatten* を特徴づけているかを理解できるようになることことは重要である。一人の人の人生観 *livssyn* は、少なからず、その人の倫理に関する思考に対して、またその個人の倫理的基礎に関する選択及び理由付けに対して重要性を有している。

人類は現在、巨大な倫理的課題に直面している。もし私たちが個人の権利が尊重される社会を創るべきであるとしたら、もし民主主義と法の支配が未来において機能すべきであるとしたら、教育制度が倫理意識を向上させることを優先することは基本的な重要事項である。宗教倫理科目は、倫理理論への導入 *innføring* (introduction) も、今日の問題を取り上げることもする。この科目の学習を通じて、生徒は、自分が行う選択を護ることができる個人的な見解を形成することを励まされながら、倫理問題を論じ多様な解決方法を考える能力を鍛える。

宗教倫理科目の教育は、生徒が実存的課題 *eksistensielle utfordringer* に対応し、彼らを刺激して宗教及び人生観の共同経験及び批判的評価をするよう促すことに役立つであろう。同時に、この科目は多様な人生観の生徒間の対話の機会を提供し、彼らが宗教的人生観的問題において自立性と自己同一性を発達させるのに役立つであろう。この科目の精神においては、人生観と宗教の出会いは、生徒が自分の意見を発表すること自信を与えつつ、寛容を助長し、偏見を打ち消し、他者の見解に対する尊重をつくりだすことにある。最終的には、自分自身の前提と信念に合わせて科目内容を判断するのは生徒自身である。

1.2 高等学校の科目としての宗教倫理

宗教倫理は、一般経済管理学科、音楽舞踊演劇学科及び体育学科の共通一般科目である。

この科目は、112 時間(週当たり平均 3 時間)の単一の単位 *modul* で構成され、等しい重要度の以下の題目を含む。

- ・非キリスト教の現代宗教
- ・キリスト教
- ・人生観、哲学及び倫理 *Livssyn, filosofi og etikk*

第2章 目標と学習要目

2.1 宗教倫理の共通目標

生徒は、

- ・いくつかの現代の非キリスト教宗教及び宗派についての知識を持つこと。
- ・キリスト教知識を持つこと
- ・倫理、非宗教的人生観及びいくつかの哲学問題についての知識を持つこと。
- ・多様な宗教や人生観がどのように思想、芸術、文芸及び建築に現れているかについてのいくつかの知識を持つこと。
- ・基本的倫理に基づいて、倫理問題についての洞察力をもちそれらを論ずることができること。
- ・宗教及び世俗人生観の中心要因の比較ができること。
- ・人間的道德責任意識を発展させ、真理を求め、倫理的な自覚に基づく選択を行うこと。・宗教的、人生観的及び倫理的価値を理解し尊重する能力を発展させること。
- ・実存的問題及び宗教的問題についての自分自身の見解と立脚点を発展させ、他者との対話において自分自身の選択を擁護することができること。

2.2 目標と学習要目

目標 1 宗教及び人生観の最初の知識

生徒は、宗教、人生観及び倫理についての学習のために意味をもついくつかの問題及び主要な概念についての知識をもち、いくつかの主要な宗教及び人生観の広がりについての概観をもつこと。

学習要目

生徒は、

- 1a 例えば宗教学 religionsvitenskap、神学及び哲学など、宗教倫理科目の理論的基礎についての知識をもつこと。
- 1b 現実認識(virkelighetsoppfatning, perception of reality)、人生観(menneskesyn, view of human life / humanity, perspective on human life)、基本的価値(normgrunnlag, basic norms)等の用語を知り、信念と知識 tro og viten の関係について説明できること。
- 1c 宗教の定義のいくつかの方法についての知識をもち、多様な宗教の型についての概観的知識をもつこと。
- 1d 例えば、聖、カルト、神の概念、儀式、神話など、宗教学の基本的術語を説明できること。
- 1e ノルウェーにおける宗教及び人生観並びに世界における異なる宗教の分布についての知識をもつこと。

目標 2 現代の非キリスト教宗教

生徒は、世界の3大宗教及び4つ目の宗教または宗派についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

2a クアラン、預言者ムハンマドの伝記及びスンナについての知識をもち、どのようにこれらの集おもつがイスラム教の倫理行動と省察 *refleksjon* の基本的規範をなしているかを知ること。

(* 訳注：Muhammad の言行に基づいてできたというイスラムの口伝律法)

2b イスラム教の神の概念、人間観、社会観及び歴史観についての知識をもつこと。

2c 礼拝場所及びコミュニティセンターとしてのモスクの役割についての知識をもち、ムスリムの芸術、科学及び建築について知ること。

2d イスラム教の主たる宗派、西洋におけるイスラム教及びイスラム教政治について知ること。

2e ユダヤ教の聖書、口授教義(タルムード *Talmud*)、歴史、伝統、自己認識及び宗教生活について知識をもつこと。

2f その歴史観、人間観、世界観及び救いの教義に重点を置いてヒンドゥー教または仏教についての知識をもつこと。

2g 今日の現象としての新興宗教または4つめの宗教について知ること。

2h 多様な宗教による自己認識実践についての知識及び他宗教についての彼らの評価についての知識をもつこと。

目標3 バイブルとキリスト教の伝統

生徒は、バイブルについての、並びにキリスト教の源泉としての及び私たちの文化の基礎としての重要性についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

3a 先史時代からその終わりの時代までのバイブルの説明の主要な特徴について知ること。

3b 例えば旧約バイブル中のモーゼの五書、預言書及び賛美歌並びに新約バイブル中の福音書及び使徒書簡などバイブルの一群の重要事項について知り、これらの文書の歴史的背景及び文学的特質についての知識をもつこと。

3c 現代のバイブル研究についての、及びバイブル理解の多様な方法についての知識をもつこと。

3d 吉スト強敵伝統における宗教生活の源泉としてのバイブルの重要性についての知識をもち、市民生活、文学、芸術、音楽及び建築についてのバイブルの影響力の例を挙げ得ること。

目標4 キリスト教の信仰及び倫理

生徒は、キリスト教の信仰及び倫理の主要な側面についての知識をもち、いくつかのキリスト教諸派について知ること。

学習要目

生徒は、

- 4a 啓示宗教としてのキリスト教自体によるキリスト教理解について知ること。
- 4b 十二使徒告白 den apostoliske trosbekjennelsen (Apostolic Creed, Apostolic confession)について知り、神、人間、キリスト及び教会に関する授業を含むキリスト教教義の主たる特性を説明できること。
- 4c キリスト教倫理及び中心的なキリスト教規範及び価値に関する基礎を知り、倫理問題を論ずるときこれらの知識を用いることができること。
- 4d ローマカトリック教会の知識をもつこと。
- 4e ルター宗教改革に関する主要事実とルター教の特徴を知ること。
- 4f 他のキリスト教教会あるいは宗派を知ること。
- 4g いくつかのキリスト教宗派を比較することができること。

目標 5 哲学及び人生観

生徒はいくつかの哲学的問題について知識をもち今日の倫理的論争において表現されている世俗的人生観と見解について知ること。

学習要目

生徒は、

- 5a 例えば世俗化、多元主義、近代主義、ポスト近代主義及び消費者文化などの用語に力点を置いて、今日の人生観論争の思想史的前提 de idéhistoriske forutsetningene for dagens livssynsdebatt を知ること。
- 5b ヒューマニズムの歴史的発展についての事実、キリスト教的ヒューマニズムと世俗的ヒューマニズムの差異及びヒューマニズムの人生観の主たる特徴を知ること。
- 5c 自然主義的な世界観、人間観及び倫理 naturalistisk virkelighetsoppfatning(perception of reality), menneskesyn og etikk について知ること。
- 5d 全体主義思想に見られる人間及び社会についての見解についての知識をもつこと。
- 5e 多様な宗教及び人生観に見られる世界観、人間観及び基礎的価値の比較ができること。

目標 6 倫理

生徒は、倫理及び倫理学説の基礎についての知識をもち、主たる倫理問題について議論することができること。

学習要目

生徒は、

- 6a 倫理、道徳、規範、態度、義務、価値、責任及び良心 etikk, moral, normer, holdninger, plikter, verdier, ansvar og samvittighet などの重要用語を知り、倫理的方法について及び人生観と倫理との関係についての知識をもつこと。
- 6b 例えば人間の尊厳や平等など基本的価値に関する倫理的問題を理解し倫理的理由付けを行い、議論することができること。
- 6c 倫理問題に関する主たる問題領域について洞察し対話に参加すること。

第3章 評価

3.1 なぜ評価か

評価の目的は、教育における国家基準を確保して、すべての者に満足のいく平等な教育ができるようにすることである。評価は、学習が教育課程に定式化された目標に照らして行われることを意味している。

評価は、次のような多様な目的をもっている。

- ・生徒、親または保護者、教員及び企業内実習所に、目標に対して生徒が能力（資格 kompetanse）を展示させることにおいてどれくらい前進したかを知らせ、
- ・生徒を指導し、動機づけ、発達させ、
- ・教員がその授業を継続的に評価することを動機づけ、
- ・社会、労働市場及び高等教育機関に、生徒が到達した資格（能力 kompetanse）を知らせる。

3.2 何を評価するか

- ・教育課程総則(一般部分)において、及びこの教育課程(科目課程)の第2章において定められた教育の目標は、評価の基本的観点を与える。
- ・学習目標に記述された生徒のあらゆる能力が、評価されなければならない。
- ・生徒についての評価は、生徒が教育課程に明示された目標をどの程度達成したかを示さなければならない。

3.3 どのように評価を実行するか

評価の主な二つの型が区別される。

- ・ 途上評価 Vurdering underveis

・最終評価 Avsluttende vurdering.

途上評価の目的は、学習目標を達成するにおいて、生徒と教員に情報を与え動機づけることである。このような評価は、定型でも非定型でもあり得る。途上評価も手段は、練習帳 arbeidsbok、教育日誌 loggbok、日記 dagbok、その他学習目標と結びついたものである。定型途上評価は、最終評価の評点に反映される。最終評価は、教室学習及び最終試験における与えられる評点の形式で行われる。

3.4 特別内容 Spesielle forhold

学年度中に、すべての生徒は一つ以上の課題学習 project を遂行しなければならない。

可能ならば、少なくとも一つの課題学習は、合科的でなければならない。

課題学習の題目及び問題設定は、教育課程の枠内で選ばれる。

* 成人のための特別課程は、もっと短期間に実施することができる(短期課程 kortere løp)。(原注)

付記1

宗教倫理の科目と時間配分

専門科目	年間授業時間	(平均週当たり授業時数)
宗教及び倫理		
目標 1 - 6	1 1 2	3

付記への注(原注)

授業時数の基礎は、年当たりの総授業時数である。週当たりの平均授業時数は、年当たり授業時数を 38 で割ったものに等しい。雇用契約において、授業は、1年 190 日を 38 週で割ると考えて定められていることを参照すること*。

* (原注) 成人のための特別課程は、より短期間に実施することができる(短期課程 kortere løp)。

集団あるいは個人が必要とするならば、授業は、より長期間で行うことができる。

付記2

宗教及び倫理の評価

最終評点

宗教及び倫理では最終評点 Standpunktkarakteren が与えられる。

プロジェクト学習の結果はこの評点に含まれる。

試験

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で用意される。

省の指針による私的試験を行うことが可能とされなければならない。

試験の効果的実施のための指針が、省の承認する文書で与えられる。

訳注

「信仰告白」参照記述

【信条】(小学館 CD-ROM 『スーパーニッポニカ 2001』)

creed 英語、credo フランス語、Credo ドイツ語。キリスト教会で信仰を明白に表現すること。または教会が教義のポイントを簡潔に成文化した定式をいう。信仰簡条、信経(しんきょう)ともよぶ。キリスト教徒は聖書と職制と信条を重要視する。古代、イエスが教主(すくいぬし)であるとのキリスト告白が教会の関心の中心であったが、宣教活動が展開され、諸儀礼の内容と解釈が整備される過程で、異教と異端との対決の緊張が作用し、信仰の対象を明確に文章化する努力がなされた。その結果、入信者教育の場で使徒信条の最古の形が自然発生的に成立した。信条は信仰告白であるが、信徒の生活規範の役割を果たし、信徒の同志的結合を強化する統合的機能を担い、三位(さんみ)一体論の教義の確立に寄与した。だが一方では神観念を限定化した。使徒信条、ニカイア信条、カルケドン信条、アタナシウス信条などを公同信条と総称する。

宗教改革は信仰義認論の教説に関心の中心があった。多くの信条は信仰告白、信仰問答の呼称でもよばれ、信徒の信仰のあり方を主題とする信仰論が展開された。現代、信条は宣言(たとえばヒトラー政権に反対した1934年のバルメン宣言など)の呼称で制定され、国家権力に抵抗する教会論的性格を強くもつ。川又志朗

【アウクスブルク信仰告白】(Microsoft 『エンカルタ百科事典 2001』)

アウクスブルクしんこうこくはく Confessio Augustana。1530年にだされたルター派教会最初の信仰宣言。この年の1月、神聖ローマ皇帝カール5世は、宗教改革にゆれる教会問題を解決するため、諸侯にアウクスブルクに参集するようもめた。これをうけたザクセン選帝侯ヨハンは、ルターと同志たちにプロテスタント信仰を明らかにした文書の提出を命じた。文書はルターの協力者メランヒトンが書きあげ、北ドイツを中心とした諸侯の信仰告白として、6月25日にアウクスブルク国会に提出された。ラテン語とドイツ語で書かれており、国会ではドイツ語でよみあげられた。

アウクスブルク信仰告白は28条からなる。前半はルター神学の義認論、つまり神の恵みについてのルターの教えを中心とし、後半は、聖職者の独身制や秘跡などについてのルター派の考えとカトリック教会批判がまとめられている。1540年には、伝統的なニカイア信条、使徒信条、アタナシウス信条や、ルターのものとした「大教理問答」と「小教理問答」をとりいれて修正され、多少おだやかな内容になる。その後もルター派教会の問題が審議されたが、55年のアウクスブルクの宗教和議によって、ドイツのルター派教会はカトリック教会と同等の権利をえた。

(ウ) 旧時代史、新時代史 (翻訳)

後期中等教育課程

旧時代史

新時代史

共通一般科目

教会教育研究省

1996年9月 オスロ

北川邦一改訂翻訳(2006年3月22日)

原典

Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet, *Læreplan for videregående opplæring,*

Eldre historie, Nyere historie, Felles allmenne fag, Oslo september 1996

資料源(2006年3月10日現在)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/larerplaner/Felles%20allmenne%20fag/lareplan_eldre_nyere_historie.rtf

(旧時代史 Eldre historie と新時代史 Nyere historie の境は1850年とされている。 - 下記訳出「1.2」参照)

序言

この後期中等教育教育課程指導書 læreplanverket for videregående opplæring は、下記の下でのすべての後期中等教育に適用される。

- ・ 後期中等教育に関する法律 lov om videregående opplæring
- ・ 労働における専門教育に関する法律 lov om fagopplæring i arbeidslivet

この教育課程指導書は次の二つの部分で構成される。

1. 基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育課程 一般編。一般編は、基礎学校及び後期中等教育における総体的活動の上位目標 overordnede mål 及び指針（ガイドライン）retningslinje を与える。
2. 後期中等教育の教育課程 læreplaner*

この教育課程は、共通一般科目・旧時代史及び新時代史の両科目に適用する。

全教育過程のための教育課程が用意されたときには、個々の教育課程は、各過程に対する一つの教育課程へと併せて位置づけられる。このことは、この教育課程の第1章及び付記1の各適用においても同様である。それゆえ、各教育課程において互いに重複する要素があるならば、それも評価される。言語的転移は決定的教育課程が用意されるときに実施されるであろう。後期中等教育に関する教育提供の展望及びその他の情報は、別に公刊されるであろう。

省は、学校が1994年8月1日から5年の移行期間内に教育における情報技術を利用できる必要な設備を得ることを期待する。

この教育課程は、各学科の教育過程のための最終的教育課程が定められるまで暫時的に定められるものである。（現実には2005/2006年度まで適用されてきた。 - 北川訳注）

教会教育研究省 1994年9月9日

目 次

第1章 総則

1.1 序言

1.2 高等学校における旧時代史及び新時代史

第2章 目的と学習要目

2.1 旧新時代史の共通目的

2.2 旧時代史

2.3 新時代史

第3章 評価

3.1 何故評価か

3.2 何を評価すべきか

3.3 どのように評価を実施するか

3.4 課題学習

付記1

旧時代史及び新時代史の授業時数

付記2

旧時代史及び新時代史の評価

第1章 総則

1.1 はじめに

歴史は、共通の文化的参照枠組みのための基礎を与え、人が自分自身の選択をするための素地を提供する文化的な科目である。歴史の学習は、各個人の自己同一性及び帰属意識 *identitet og tilhørighet* が発達できるようにする。同時に、この科目の遂行は、異なる文化と伝統との接触を私たちにもたらし、それは新しい刺激をも批判的反省のための基礎をも与える。

歴史は、遠い昔に生きた人々の思想と行動への洞察を与えるヒューマニスティックな科目 *humanistisk fag** である。それはまた、私たちの時代の出来事がどのように先の時代の人々の選択によって予め決められているかについての認識を創り出す。私たちが今日生きている時代を歴史の文脈の中に位置づけることは、人々が自分たち自身と自分たち自身の時代を理解するためのよりよい理解を得ることを可能にする。

訳注)* **ヒューマニズム Humanism** 「一般的には、人間の人間らしさ(ヒューマニティ)を尊重し、これを束縛するものからの人間の解放をめざすような思想傾向をいうが、歴史的概念としては、14世紀から15世紀にかけて開始されたルネサンス運動、つまり、古典的学芸の復興を通じて人間性の陶冶(とうや)をはかろうとする文学的文化的運動をさす。こうした意味でのヒューマニズムは「人文主義」と訳される。だが、哲学的概念としてのヒューマニズムは、人間を世界の中心におき、人間性をあらゆる存在者の意味と価値の源泉とみなす形而上(けいじょう)学的思想をさし、「人間中心主義」と訳されるのがふつうである。……」(Microsoft『エンカルタ百科事典 2001』)

歴史は、人間の生活の周りの枠組みの理解を育てる社会科学である。どのように人間が構造と過程を創りそれに参加しているかについての知識は、私たちと私たちの仲間である人間がその中に立っている関係構造についての私たちの認識を向上させる。

歴史は、生徒が問題設定を通じて科学的思考方法の中で練習を行い、原因の連関を分析し、過去についての知識を集めるための資料の批判的使用及び他の方法を適用する技能科目 *ferdighetsfag (skill subject)* である。

歴史は、態度と価値に関する科目であり、文化形態の地球的多様さと豊かさ及び時代を通じた社会条件と人間の生活方法を示す。この多様性に対する洞察は、寛容と尊重に対する強固な基礎を与える。戦争と闘争、大量虐殺の原因についての歴史学習は、困難な選択及び倫理的ジレンマ(苦渋の選択)に直面した人々の感情に移入する機会を与える。歴史はまた、時代を通じて人々が如何に民主主義、法の支配、平和及び闘争の非暴力的解決のためにあるいはそれに反対して戦って来たかを明らかにする。近年、これらの主題に対する倫理的な課題は、地球環境問題、社会的不平等、現代工学及び核戦争の脅威に対する歴史的基礎への洞察と特別な結びつきを有するようになってきた。

歴史はまた、感情的及び美的な体験を与える科目でもある。それは参加の喜びと関心と刺激を引き起こす。

1.2 高等学校における旧時代史及び新時代史

旧時代史及び新時代史は、普通・経済管理学科の生徒のための共通一般科目である。新時代史はまた、経済管理学科の生徒及び高等教育一般入学資格取得志望の生徒のための共通一般科目でもある旧時代史は、通常 112 授業時数、週当たり 3 時間の形態で上級第 1 課程で提供される。新時代史は、通常 150 授業時数、週当たり 4 時間の形態で上級第 2 課程で提供される。新時代史と旧時代史との境界は 1850 年である。

第2章 目標及び学習要目

2.1 旧時代史及び新時代史の共通目標

生徒は、

- ・世界の異なる地域で生じている重要な出来事と展開の特徴を歴史的文脈の中に位置づけることができ、如何に現在の出来事と条件が、最近の時代の人々と遠い過去の人々の両方によってなされた行動と選択に結びついているかを理解できること。
- ・歴史的展望の中で人間と自然の関係と、どのように多様な社会の人々が多様な生態学的条件の中で考え、選択し行動してきたかを理解することができること。
- ・歴史における地域的、国家的、地域圈的及び地球的結びつき lokale, nasjonale, regionale og globale sammenhenger を理解できること。
- ・地域及び国家の特徴についての知識をもつこと、並びに他文化に反省的方法で接することができること。
- ・歴史的展望の中で人間の自己同一性を形成している諸要因を評価できること。
- ・権力の性質を理解し、その知識を過去における社会現象の批判的吟味に適用できること。
- ・なぜ社会が安定し、あるいは変化するかを理解できること。
- ・人間性と社会に関する多様な見解を識別でき、歴史的展望の中で平等と同等について論じることが出来ること。
- ・ノルウェーにいる多様な民族集団の歴史についての知識を有すること。
- ・諸集団及び諸社会が歴史を理解し使用している多様な方法を評価出来ること。
- ・過去についての知識の源泉を識別し源資料をその歴史的文脈で評価できること。
- ・歴史家の題目、要因、原因説明及び記述の型の選択に影響を与える諸要因を理解できること。
- ・自立的に仕事ができ kunne arbeide、かつ他の人と協同で仕事ができること。
- ・自分の学習に責任をとることができること。
- ・主題の学習の補助として情報技術を使うことができること。

2.2 旧時代史

目標 1

生徒は北歐的展望の中でノルウェーの歴史についての基本的知識をもち、社会の安定と社会の変化に影響を与える諸要因を理解できること。

学習要目

生徒は、

- 1a 最も古い時代からの自然資源の基礎と産業の展開の特徴を説明できること。
- 1b 人口展開、定住の型の変化と社会組織を説明できること。
- 1c 社会の権力構造と闘争について、教会、裁判制度、軍事装置及び中央政府の展開と機能について説明できること。
- 1d 独立国としてのノルウェー及び国連の成員としてのノルウェーの重要事項を論じうること。
- 1e 早期の民主主義の発展過程に意味を持っていた観念と制度について説明できること。
- 1f 世界の人々の見解とその行動方法が、どのように宗教、文化及び精神構造 mentalitet によって影響されていたかを説明できること。
- 1g サーミ人及びその他の民族的少数者の生活条件と文化について知識をもち、彼らのノルウェー社会における関係について論じうること。

目標 2

生徒は、社会組織と権力の多様な型についての知識をもち、世界史の多様な時代における人間と環境との関係について地球的展望の中で論じうること。

学習要目

生徒は、

- 2a 主たる文明の発達と特徴について説明できること。
- 2b 人々がその思考と技術に基づいて自然資源を開発してきた多様な方法について説明でき、それがどのように社会の発展と、その自然環境への関係とに影響を与えてきたかを判断できること。
- 2c ヨーロッパと世界の主たる時代の文化、社会組織及び生産の主たる特徴について説明できること。
- 2d 貿易と植民から生じた世界の多様な部分の結びつきの原因と結果について論じ得ること。
- 2e どのように他の文化がヨーロッパに与えたかを説明できること。

目標 3

生徒は、歴史研究に用いられる主たる概念と方法についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

- 3a 原因と結果、連続性及び変化など基礎的歴史概念について理解できること。
- 3b 歴史資料を収集、調査、分析するために用いられる方法を知り、自分の仕事にそれを使うことができること。
- 3c 歴史上の重要な主題についての例を挙げ、多様な解釈を評価できること。
- 3d 歴史的記述を評価でき、疑問提起的 spørrende (enquiring, questioning, interrogative)、批判的に歴史を使用できること。

2.3 新時代史

目標 1

生徒は、ノルウェーの主たる社会変化について、知識をもち、それを北欧及び地球の文脈の中で考察できること。

学習要目

生徒は、

- 1a 最も重要な政治的、経済的、社会的、イデオロギー的及び文化的な変化と闘争について説明できること。
- 1b 社会発展がどのように統合的に働き、それがどのように社会的経済的平等と不平等並びに文化的相互依存と乖離を創り出したかを説明できること。
- 1c 前産業社会から産業社会への移行及び第一次産業の中での近代化の過程について説明でき、社会的政治的発展にとっての、並びに環境にとってのこれらの過程の重要性を論じることができること。
- 1d 人口展開、移入及び移出について説明できること。
- 1e 定住の型、家族の型及び日常生活の変化について理解でき、どのように歴史がその自己同一性を形成したかを観察できること。
- 1f サミ人及び他の少数民族の生活条件と文化についての知識をもち、ノルウェー社会との関係について論じること。
- 1g 政治制度の変化及び社会と労働生活における民主化の過程について説明できること。
- 1h ノルウェーの他の国々との政治的経済的關係について説明できること。

- li 世界経済におけるノルウェーの位置を論じ、国際社会の成員としてのノルウェーの役割について説明できること。
- lj ヨーロッパ的及び地球的展望の中でのノルウェーの外交防衛政策の展開について説明できること。

目標 2

生徒は、世界史の基本的な社会的文化的特徴について知識をもち、経済的政治的発展に対する多様な方途を知ること。

学習要目

生徒は、

- 2a 世界史の主要な政治的、経済的社会的、生態学的、イデオロギー的及び文化的特徴について説明でき、社会の中で、及び多様な国家と世界の部分の間でどのように発展が統合的あるいは非統合的に機能してきたかを論じうること。
- 2b 歴史的過程としての産業化について説明でき、世界の多様な部分における発展の差異について説明できること。
- 2c 世界の権力構造の主要な変化の特徴について説明でき、植民地化と非植民地化による変化について論じ得ること。
- 2d 近年の歴史における国際的闘争と国際的共同について説明できること。
- 2e 人口展開、食物生産及び環境問題に関する今日の地球的課題の歴史的背景を理解できること。

目標 3

生徒は、歴史研究において用いられる主要な概念と方法についての知識をもつこと。

学習要目

生徒は、

- 3a 原因と結果、連続と変化など基本的歴史概念を理解できること。
- 3b 歴史資料を収集、調査及び分析するために用いられる方法について知り、自分自身の研究にその知識を使うことができること。
- 3c 主要な歴史的主題の例を挙げ、多様な解釈を評価できること。
- 3d 歴史記述を評価でき歴史を疑問提起的批判的に使用できること。

第3章 評価

3.1 何故評価か

評価の目的は、教育を国の基準に従わせ、全ての者に満足で平等な教育の供与を確保することである。評価は、学習の結果が教育課程に定式化された目標に基づいて評価されることを意味している。

評価は、次のような多様な目的をもっている。

- ・ 生徒、親または保護者、教員及び企業内実習所に、目標に対して生徒が能力（資格 kompetanse）を
発展させることにおいてどれくらい前進したかを知らせ、
- ・ 生徒を指導し、動機づけ、発達させ、
- ・ 教員がその授業を継続的に評価することを動機づけ、
- ・ 社会、労働市場及び高等教育機関に、生徒が到達した資格（能力 kompetanse）を知らせる。

3.2 何を評価するか

- ・ 教育課程総則（一般部分）において、及びこの教育課程（科目課程）の第2章において定められた教育の目標は、評価の基本的観点を与える。
- ・ 学習目標に記述された生徒のあらゆる能力が、評価されなければならない。
- ・ 生徒についての評価は、どの程度その生徒が教育課程の目標を達成したかを示さなければならない。

3.3 どのように評価を実行するか

評価の主な二つの型が区別される。

- ・ 途中評価 Vurdering underveis
- ・ 最終評価 Avsluttende vurdering

途中評価の目的は、学習目標を達成するにおいて、生徒と教員に情報を与え動機づけることである。このような評価は、定型でも非定型でもあり得る。途上評価の手段は、練習帳 arbeidsbok、教育日誌 loggbok、日記 dagbok、その他学習目標と結びついたものである。定型途上評価は、最終評価の評点に反映される。最終評価は、教室学習及び最終試験における与えられる評点の形式で行われる。

3.4 特別条件

学年度中に、すべての生徒は一つ以上の課題学習 project を遂行しなければならない。可能な限り、少なくとも一つの課題学習は、科目横断的 tverrfaglig でなければならない。

課題学習の題目及び問題設定は、教育課程の枠内で選ばれる。

付記1

1.1 授業時間数

旧時代史及び新時代史の授業時数

専門学科科目	年間授業時間	平均週当たり授業時数
新時代史		
目標 1 - 3	1 1 2	3
旧時代史		
目標 1 - 3	1 5 0	4

付記 1 に関する注(原注)

授業時数の基礎は、年当たりの総授業時数である。週当たりの平均授業時数は、年当たり授業時数を 38 で割ったものに等しい。雇用契約において、授業は、1 年 190 日を 38 週で割ると考えて定められていることを参照すること。

* (原注)成人のための特別課程は、より短期間に実施することができる(集中課程 intensive course)。

集団あるいは個人が必要とするならば、授業は、より長期間で行うことが出来る。

付記2

旧時代史及び新時代史の評価

旧時代史では一つの最終評点が与えられる。

新時代史では一つの最終評点が与えられる。

プロジェクト学習の評価は旧時代史の最終評点に含まなければならない。

プロジェクト学習の評価は新時代史の最終評点に含まなければならない。

試験

旧時代史

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で作成される。

新時代史

生徒は口頭試問に呼ばれることがある。

試験問題は中央の指針に従って地方で作成される。

私的受験者 *privatist* [#]

省の直接の指針による、公立学校外からの私的志願者に対する試験の実施が可能とされなければならない。

訳注：*privatist* は、'private/external candidate for a public examination' の意味 (iFinger ノルウェー語英語辞典。再掲)

試験の効果的実施のための指針が、省の承認する文書で与えられる。